

超小型モビリティの運行事業がはじまります

問い合わせ先：観光商工課 ☎ 46-55572

町では、観光客の増加への対応と、環境保全の観点から新たに二段交通手段として国土交通省の認定を受け、超小型モビリティの運行事業を次のとおり実施します。

- 事業期間：10月26日(土)～平成28年9月末(予定)
- 運行地域：平泉町内
- ※高速道路は走行できません。
- 貸出車両：日産 ニューモビリティコンセプト 3台



貸し出しがされる車両

- ①観光客向け無償レンタル(土日祝日10時～17時)
- ②町内在住・在勤の個人と法人(主に保健・福祉活動など)向け無償レンタル(平日10時～17時)

- 実施内容
- ①問い合わせ無償レンタル(土日祝日10時～17時)
- ※詳しく述べるホームページなどでお知らせします。

- 相談内容：義肢・装具等補装具の交付・修理要否・適合の判定
- 日時：11月1日(金) 10時30分～12時(受け付けは11時まで)
- 場所：千厩農村労働福祉センター
- 対象：上記相談内容による診

- 問い合わせ先：保健センター ☎ 46-55571
- ※断り、判定などを希望する人
- 合、家族等事情の分かる人の付き添いをお願いします。

- 申込締切日：10月18日(金)まで
- (完全予約制)

身体障がい者巡回相談

- 10月21日(月)～27日(日)は「行政相談週間」です。行政(国、県、市町村)や特殊法人など(郵便局、NTT、高速道路等)の仕事についての困りごとや要望などをお聞きするため、行政相談所を開設します。
- 「傾聴」に関心のある人、傾聴活動を実施してみたい人、受講をお待ちしています。
- 第1回の講演は、公開講座となります。どなたでも聴講でできますので、皆さんぜひご来場ください。
- 日時や場所など
下表のとおり
- 申し込み期限：10月18日(金)

「行政相談所」の開設

問い合わせ先：町民福祉課 ☎ 46-55562

開催日時・場所	内 容
第1回 日時…10月19日(土) 13:30～15:30 場所…役場201会議室	13:30～15:00 (公開講座) ◆講演 「心の病気の理解について～こころの病気と自殺について～」 講師 社会福祉法人盛岡いのちの電話理事 智田 文徳さん ◆グループワーク
第2回 日時…11月1日(金) 13:30～15:30 場所…保健センター	◆講義・演習 「傾聴のための基礎知識～いろいろな相談を受けたときには～」 講師 地域生活支援センターひらいすみ 相談支援専門員 千葉 芳揮さん ◆グループワーク
第3回 日時…11月14日(木) 13:30～15:30 場所…保健センター	◆講義 「ボランティア活動って？ボランティア活動の心得」 講師 平泉町社会福祉協議会 高久 智美さん ◆活動紹介 倾聴ボランティア いえ・はあととの会会員 ◆グループワーク

健康づくり講演会と健康講座

- 健康づくり講演会
- 日時…10月17日(木) 13:30～15:00
- 場所…役場201会議室
- 講演
- 演題 「生活習慣病にならない秘訣！」
講師 一関保健所上席栄養士 澤口真規子さん
- 演題 「健診の結果から見える町民の健康度」
講師 一関保健所上席栄養士 互野裕子さん
- 申し込み…10月11日(金)
- 町民健康講座
- 日時…10月25日(金) 18:30～19:30
- 場所…平泉文化遺産センター
- 講演
- 演題 「家庭血圧は大事だべ」
講師 ひらいすみ内科クリニック院長 小野寺正輝先生
- 申し込み…10月21日(月)
- 申し込み・問い合わせ先
保健センター ☎ 46-55571

「傾聴ボランティア養成講座のお知らせ

申し込み・問い合わせ先：保健センター ☎ 46-55571

身近なところで安心して本人や家族の悩みを聞き、「傾聴」の知識と技術を生かし気持ちをとめる、地域活動ができるよう「傾聴ボランティア養成講座」を開催します。

- 「傾聴」に関心のある人、傾聴活動を実施してみたい人、受講をお待ちしています。
- 第1回の講演は、公開講座となりますが、どなたでも聴講でできますので、皆さんぜひご来場ください。
- 日時や場所など
下表のとおり
- 申し込み期限：10月18日(金)

土地取引には届け出が必要です

問い合わせ先：総務企画課 ☎ 46-55578

国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するため、土地の届け出制を定めています。
③町内在住の地域住民(交通不便地や買物支援等)向け無償レンタル(平日10時～17時)
④上記①～③での利用がない場合には、公用車としても使用します。

- 貸出場所
- ▽平日・祝日：平泉観光商工課
- ▽土日・祝日：平泉観光案内所
- ▽平日・祝日：役場観光商工課
- ▽土日・祝日：平泉観光商工課

無秩序な土地利用を防止するため、土地の届け出制を定めています。
③土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
④土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面

個々の面積は小さくても、権利を取得する土地の合計が面積要件以上となる場合には届け出が必要です。

①都市計画区域内では：
5千平方メートル以上
②都市計画区域外では：
1万平方メートル以上

個々の面積は小さくても、権利を取得する土地の合計が面積要件以上となる場合には届け出が必要です。

①届け出の手続き
▽届け出者：土地の権利取得者(売買の場合は買主)
▽提出書類
①届け出書
②土地取引にかかる契約書の写

土地取引にかかる契約(予約を含む)をした日から2週間以内に届け出をしなかつたり、偽りの届け出をすると、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

②届け出をしないと：
土地取引にかかる契約(予約を含む)をした日から2週間以内に届け出をしなかつたり、偽りの届け出をすると、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

日本赤十字社義援金の募集

問い合わせ先：町民福祉課 ☎ 46-55562

日本赤十字社では、災害の義援金を受け付けています。義援金は直接郵便振替で送金願います。
なお受け付け期間中、ゆうちょ銀行と郵便局窓口での振替手数料が無料になります。またこの義援金は、所得税法と法人税法に基づく寄附金に該当します。

農作業安全月間です。秋の農作業安全月間は、農業機械による作業が増えるとともに、日没が早まることで気持ちに焦りが生じることなどから、農作業事故の危険性が高くなる時期です。

「慣れと油断が事故のもと」いつもの作業も「まず確認！」をスローガンに農作業事故防止に努めましょう。

受領証希望の場合、通信欄に「受領証希望」と明記してください。

